

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの併用の可否（案）【原則的な取扱い】

		訪問型サービス					通所型サービス			
		現行相当型	基準緩和型	住民主体型 (生活援助)	住民主体型 (生活援助以外)	短期集中訪問	現行相当型	基準緩和型	短期集中運動型	短期集中口腔ケア
居宅サービス		×	×	×	×	×	×	×	×	×
地域密着型サービス		×	×	×	×	×	×	×	×	×
介護保険施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護予防訪問看護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護予防訪問リハビリテーション	○	○	○	○	△※1	○	○	○	○
	介護予防居宅療養管理指導	○	○	○	○	△※2	○	○	○	○
	介護予防通所リハビリテーション	○	○	○	○	○	×	×	×	○
	介護予防短期入所生活介護	入所中のサービスは介護予防短期入所生活介護事業所において実施されることを想定している。								
	介護予防短期入所療養介護	入所中のサービスは介護予防短期入所療養介護事業所において実施されることを想定している。								
	介護予防特定施設入居者生活介護	入居中のサービスは介護予防特定施設において実施されることを想定している。								
	介護予防福祉用具貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特定介護予防福祉用具販売	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	○	○	○	○	○	×	×	×	○
	介護予防小規模多機能型居宅介護	×	×	×	○※3	○※3	×	×	×	○
	介護予防認知症対応型共同生活介護	入居中のサービスは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において実施されることを想定している。								
訪問型サービス	現行相当型		×	×	○	○	○	○	○	○
	基準緩和型	×		×	○	○	○	○	○	○
	住民主体型（生活援助）	×	×		○	○	○	○	○	○
	住民主体型（生活援助以外）	○	○	○		○	○	○	○	○
	短期集中訪問	○	○	○	○		○	○	○	○
通所型サービス	現行相当型	○	○	○	○	○		×	×	○
	基準緩和型	○	○	○	○	○	×		×	○
	短期集中運動型	○	○	○	○	○	×	×		○※4
	短期集中通所口腔ケア	○	○	○	○	○	○	○	○	○※4

※1 管理栄養士による訪問の場合に限り併用可。
 ※2 管理栄養士による訪問の場合は算定不可。
 ※3 宿泊サービス利用中は併用不可。
 ※4 短期集中運動型サービスにおいて、口腔ケア加算を算定していない場合に限り併用可。